

情報セキュリティポリシー

株式会社 LastRoots（以下、「当社」）の事業活動にとって、社内に蓄積された情報は極めて重要な資産であり、厳格な管理体制を構築する必要があります。当社の情報セキュリティ管理方針（以下、「本方針」）及び本方針に基づいて定められたスタンダード・基準等は、当社が取り扱う各種情報資産を保護するための対策の拠り所となるものです。当社は、社員への教育・啓発活動を通して、情報セキュリティ体制を整備し、顧客情報の保護に万全を尽くします。

当社の業務に携わる従業員一人ひとりには、日々の業務において、情報セキュリティの責任を強く自覚し、当社の情報資産を有効活用するための管理を徹底しています。その上で円滑なる企業活動の確保を図る必要があります。

当社の経営陣は、情報セキュリティ管理の重要性を十分に理解し、本方針を支持し、情報セキュリティの維持及び確保について、全社的な管理態勢で取り組みます。

（目的）

第1条 本方針は、当社が情報セキュリティ管理を維持・向上する上で、必要となる基本的な考え方を定めたものであり、当社の情報セキュリティの考え方の根幹となるものです。

（定義）

第2条 本方針で用いる主な用語及び定義は次によります。

① 情報セキュリティ

情報セキュリティとは、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。

- 機密性：認可された利用者だけが、情報資産にアクセスできること
- 完全性：情報資産の内容が、改ざんや破壊されたりせずに正確であること
- 可用性：認可された利用者が、必要なときに、情報資産を利用できること

② 情報資産

情報及び情報を管理する仕組み（情報システム並びにシステム開発、導入及び運用保守のための資料等）の総称。電子的なデータはもちろん、コンピュータ及び記憶媒体、印刷物等の紙媒体、人の頭の中にある情報、音声等を含めた、全ての情報及び伝達手段。

③ 情報システム

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記憶媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うもの。

（本方針の位置づけ）

第3条 本方針は、情報セキュリティ文書の最上位に位置します。

（適用範囲）

第4条 本方針の適用範囲は、当社が保有する全ての情報資産とする。また、外部委託先にて取り扱う当社情報資産も適用範囲とします。

(適用対象者)

第5条 本方針の適用対象者は、当社の組織内にて、直接又は間接に、当社の指揮監督を受けて、当社の業務に従事している全ての従業員を言います。従業員には、雇用関係にある者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、当社との間の雇用関係にない者（取締役、監査役、派遣社員等）を含みます。

(管理体制)

第6条 当社の情報セキュリティの維持・向上を推進するための組織を設置し、情報セキュリティやサイバーセキュリティ等に係る専門性をもった人材の確保と育成に努めるとともに、それぞれの従業員の職務と権限を明確にします。なお、情報セキュリティ対策実施の最高責任者は代表取締役とします。

(情報セキュリティ対策の策定)

第7条 情報セキュリティ対策の策定に当たっては、情報資産に対するリスク分析等に基づいて、対策の有効性・費用対効果・運用の容易性等を考慮します。

(教育・周知)

第8条 全ての従業員に対して、本方針及び本方針に基づき定められたスタンダード・基準等を遵守するよう教育・周知を行います。

(遵守義務)

第9条 全ての従業員は、情報セキュリティ管理の重要性を認識した上で、本方針及び本方針に基づき定められたスタンダード・基準等を遵守します。

(監査)

第10条 情報セキュリティの有効性及び妥当性の確認は、自主点検、内部監査、外部監査等により行います。

制定：2019年1月15日
株式会社 LastRoots
代表取締役 CEO 小林慎和